平成２７年（フ）第７８６４号
東京都大田区北馬込１丁目26―５―201
債務者　小松　静子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目１―18―506
債務者　川合　雅子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２４０号
東京都中野区上高田４丁目21―10―202
債務者　時田亜紀子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５６号
東京都練馬区関町南３丁目15―28―202
債務者　長久保吉輝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2333番地６
債務者　二瓶　千絵
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４３号
横浜市旭区西川島町38番地３　エステート鶴ヶ峰Ⅱ　103号室
債務者　坂本佐百合
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１７号
静岡市清水区江尻東２丁目４番20号
債務者　宮里　秀美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5259番地の13
松並木Ｂ203
債務者　徳田　　暢
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９３６０号
埼玉県三郷市東町260　サンユーハイツＡ―103
債務者　林　　孝子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０７号
静岡県榛原郡吉田町住吉141番地の２　大石アパートＣ棟
債務者　衡田　大志
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５９号
静岡県藤枝市岡部町岡部758番地の10　グランシャリオ302
債務者　遠藤　仁己
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７１号
東京都日野市百草999番地百草団地136―503
債務者　小堀　利明
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８７２号
東京都日野市百草999番地百草団地136―503
債務者　小堀　彩翔
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９４号
静岡市葵区与一３丁目15番29号、旧住所静岡市駿河区中田１丁目19番６号
債務者　小田巻　進
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙1106番地
債務者　今村　絵里
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後４時30分
熊本地方裁判所人吉支部